

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件
------	--------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	1		te	「通常、注文時に合意した受渡し条件又は製品規格に規定された受渡し条件を適用している。」は、説明になっていて、このような場合にどのように適用するかが不明ではないでしょうか。	現行規格のように(対応国際規格に記載されている) 「注文時に合意した受け渡し条件又は製品規格に規定された受渡し条件を適用する。」でよろしいのではないのでしょうか。 Z8301の14.5の注記に、適用事項では、“規定する。”を要求事項の表現形式に該当しないとあります。	採用		採用
4002	鉄連		1		ed	対応国際規格に関する注記を、最後に記載する(Z8301の14.5参照)。		採用		採用
4003	JSA	堤	3.14		ed	字句修正	「製品仕様」→ 「製品仕様書」?	原案のまま	JIS工業大辞典に整合しており、原案のままとさせていただきます。	原案のまま
4004	JSA	堤	7.1 & 7.2		ed	Z 8301:2019において、「――する。」は要求事項の表現形式として規定されておりますが、これらの箇所は、現行規格のように「――しなければならない。」の方がよいのではないのでしょうか。	「製品は、注文書の要求事項に適合する。」→ 「製品は、注文書の要求事項に適合しなければならない。」など	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件
------	--------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4005	JICQA	熊井	7.3.2			「公認組織によって認定された施設で実施する場合」が追記されたことにより、合意した場所で検査及び試験を実施する場合は、試験結果が判明する前でも製品を出荷してよいと読める。	「受渡当事者間で合意した場所、又は公認組織によって認定された施設で実施する場合においても」	原案のまま	この規格は、“鋼材の一般受渡し条件”であり、鋼材JIS以外の認定材、各社ブランド材などにも広く引用されている規格です。そのような鋼材では、例えば、製造業者で対応不可能な試験で、注文者の納期の要望次第では、試験結果判明前に出荷をリクエストされる可能性が考えられます。また、そのような場合には、製造業者と注文者との受渡当事者間の協定によると考えられ、今回の案とさせていただきます。また、対応国際規格も同様の規定となっています。解説に上記の経緯を記載させていただきます。	原案のまま
4006	JSA	堤	7.5		ed	用語修正	「蛍光X線」→ 「蛍光X線分析方法」	採用		採用
4007	東理大	田中	7.6	c) 2)	ed	字句の修正?	調整するため、 → 調製するため、	採用		採用
4008	JSA	堤	7.6	d)	ed	B類は、標準供試材を作製し、 <u>これに規定の熱処理を施した後、試験片を調製し、</u> 機械試験を行う場合に用い、次による。 →2)の重複規定であり、削除する。	B類は、標準供試材を作製し、機械試験を行う場合に用い、次による。	修正採用	ステンレス協会からの回答。 c)A類は・・・の説明に続いて、対比してB類を説明しており、修正案ではB類がどのような方法であるのか、何故、B類を使うのか、特徴※が明確には伝わらないと考えます。 ※A類との対比で、B類は、供試材に【熱処理してから】試験片を作製が特徴。 また、下記に修文し、重複規定ではなく、1)2)を説明文とする。 B類は、標準供試材を作製し、これに規定の熱処理を施した後、試験片を調整し、機械試験を行う場合に用いる試験方法であり、次による。	修正採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件
------	--------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4009	大同	後藤	7.7		ge	WGの際にISOで議論された図を解説に記載するとしていましたが、解説では、以降の改正時にこの図がなくならようことを検討して下さい。	解説に掲載する図を、以降の改正時にも維持する記載を盛り込む。	採用		採用
4010	JSA	堤	9.6 9.8.2.2 9.8.2.3	a) b) b)	ed	7.1 & 7.2のコメントと同じ	「----満足する。」→ 「----満足しなければならない。」	採用		採用
4011	JICQA	熊井	9.8.1			現行の規格にある”c)”の”標点距離の1/4より外側で破断”が削除されていますが、問題ありませんか？	”c)”項を残す	原案のまま	試験の有効性について、Z2241の20.4.1(破断した試験片を突き合わせて測定する場合)に詳細に規定してあり、問題ありません。	原案のまま
4012	建築研究所	沖	9.8.2.3	図4	ed	判断の部分の引き出し線のズレ		採用		採用
4013	東理大	田中	JA	6 d)欄	ed	漢字に変更	ともない → 伴い	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 0416
鋼及び鋼製品—機械試験用供試材及び試験片の採取位置並びに調製

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	全体		ed	“受渡し条件” → “受渡条件”?		原案のまま	G0404と記載を整合させています。	原案のまま
4002	JSA	堤	1		te	「通常、注文時に合意した受渡し条件又は製品規格に規定された受渡し条件を適用している。」は、説明になっていて、このような場合にどのように適用するかが不明ではないでしょうか。	現行規格のように(対応国際規格に記載されている) 「注文時に合意した受け渡し条件又は製品規格に規定された受渡し条件を適用する。」でよろしいのではないのでしょうか。 Z8301の14.5の注記に、適用事項では、“規定する。”を要求事項の表現形式に該当しないとあります。	採用		採用
4003	鉄連		1		ed	対応国際規格に関する注記を、最後に記載する(Z8301の14.5参照)。		採用		採用
4004	東理大	田中	3.7		ed	“受渡時” → “受渡し時”?		採用		採用
4005	鉄連		5.3.2	1行目	ed	5.3.1のa)の記載に合わず。	受渡状態(A類)の鋼材(余長部を含む。)から採取する供試材は、次のいずれかの場合とする。	採用		採用
4006	JSA	堤	5.3.2	1行目	ed	“---供試材”を主語として修正案を作成してみました。	「A類は、受渡状態の鋼材(余長部を含む。)から採取する供試材で、次のいずれかの場合とする。」→ 「A類の状態での試験に用いる供試材は、受渡状態の鋼材(余長部を含む。)から採取し、次のいずれかの場合とする。」	上記を採用 (No. 4005)	A類はJIS独自用語でもあり、ISO規格との整合性を考慮し、No.4005の規定文としています。	上記通り

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会	三者委員会
-------	-------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0416 鋼及び鋼製品—機械試験用供試材及び試験片の採取位置並びに調製
------	--

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4007	JSA	堤	5.3.3		ed	最初の文とb)とで重複している箇所がありますので、「これに規定の熱処理を施した後、試験片を調製し、機械試験を行う場合に用い」に関する箇所はb)に記載することにし、「——供試材」を主語として修正案を作成してみました。	「B類は、標準供試材を作製し、これに規定の熱処理を施した後、試験片を調製し、機械試験を行う場合に用い、次による。」→「B類の状態での試験に用いる供試材は、次の調製及び熱処理を行った標準供試材とする。」	原案のまま	今回の改正の目的は、試験片調製の規定について、G0404とG0416との整合性の向上であり、規格利用者の利便性を考慮し、原案のままとさせていただきます。	原案のまま
4008	JSA	堤	5.3.3	b)	ed	「標準供試材」を主語として修正案を作成してみました。	「試験片は、標準供試材に製品規格の規定による熱処理を実施後、調製する。」→「標準供試材は、製品規格の規定による熱処理を実施後、機械試験を行う場合の試験片の調製に用いる。」	原案のまま	今回の改正の目的は、試験片調製の規定について、G0404とG0416との整合性の向上であり、規格利用者の利便性を考慮し、原案のままとさせていただきます。	原案のまま
4009	JSA	堤	5.3.3	1行目	ed	B類は、標準供試材を作製し、 <u>これに規定の熱処理を施した後、試験片を調製し</u> 、機械試験を行う場合に用い、次による。 →b)の重複規定であり、削除する。	B類は、標準供試材を作製し、機械試験を行う場合に用い、次による。	修正採用	ステンレス協会からの回答。 c)A類は・・・の説明に続いて、対比してB類を説明しており、修正案ではB類がどのような方法であるのか、何故、B類を使うのか、特徴※が明確には伝わらないと考えます。 ※A類との対比で、B類は、供試材に【熱処理してから】試験片を作製が特徴。 また、下記に修文し、重複規定ではなく、1)2)を説明文とする。 B類は、標準供試材を作製し、これに規定の熱処理を施した後、試験片を調整し、機械試験を行う場合に用いる <u>試験方法</u> であり、次による。	修正採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 0416
鋼及び鋼製品—機械試験用供試材及び試験片の採取位置並びに調製

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4010	JSA	堤	5.3.3 b)	注記	ed	字句修正 Z8301の簡条(適用範囲)の注記3 注記3 規格の作成者のための チェックリストを, 附属書A に示す。	「注記 JIS G 0416:2022の5.3.3 (模擬熱処理状態での試験)は, 参考として附属書JAに記載して いる。」→ 「注記 JIS G 0416:2022の5.3.3 (模擬熱処理状態での試験)を, 参考として附属書JAに示す。	採用		採用
4011	東理大	田中	A.7.1.2	式(A.1) 図A.13	ge	式中、“ <i>T</i> ”に単位は要りませんか? 記号“ <i>T</i> ”は、式と図で同じですが、よいですか?		採用	図との整合性を取るため、式中の“ <i>T</i> ”を“ <i>t</i> ”に修正します。 記号説明を、“ <i>t</i> : 管材の厚さ (mm)”に修正します。	採用
4012	東理大	田中	JB	A.1 d)欄	ed	平仮名に変更	出来ない → できない	修正採用	“試験片を採取出来ない場合” → “試験片採取が不可能な場合”	修正採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材
------	-------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	JC.4	表JC.2	ed	表の題名に“長さ”を挿入	幅及び横曲がりの → 幅、長さ及び横曲がりの	採用		採用
4002	東理大	田中	JC.4	表JC.2 注e)	ed	上下文章の表記に合わせる?	協定によって、 → 協定にて、	採用		採用
4003	東理大	田中	JD	4 d)欄	ge	“鋼種名としている。”?		修正採用	“JISは引張強さを、ISO規格は降 伏点又は耐力を種類の記号に使用 している。”に修正します。	修正採用
4004	東理大	田中	JD	12 d)欄	ed	平仮名に変更?	規定が無い。 → 規定がない。	採用		採用
4005	東理大 建築研 究所	田中 沖	JD	15 d)欄 16 d)欄 JB d)欄 JC d)欄	ed	“い”を削除	規定している。 → 規定している。	採用		採用
4006	東理大	田中	JD	JA e)欄	ed	重複する“技術”を削除	技術技術であり、 → 技術であり、	採用		採用
4007	建築研 究所	沖	付属書JD	「付属書 JC」のe)列	ed	句点が二重になっているので削 除		採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3106 溶接構造用圧延鋼材
------	-------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	11.2.3	b)	ed	直上行に記載があることから、重複する図の題名は不要では？	図 A.11(鋼板, 鋼帯及び平鋼一衝撃試験片の採取位置) b)とする。 → 図 A.11 b)とする。	採用		採用
4002	東理大	田中	11.2.4		ge	“11.2.4 試験片”は、“11.2.2”の前に移動したほうが適切ではありませんか？	11.2.4 試験片 → 11.2.2 試験片 11.2.2 → 11.2.3 11.2.3 → 11.2.4	原案のまま	事務局で協議した結果、ほぼ全ての製品規格において、この規定順になっていること、また規格利用者の利便性を考慮し、原案のままとさせていただきます。	原案のまま
4003	東理大	田中	JD.5	表JD.2	ed	表の題名に“、長さ”を挿入	幅及び横曲がりの → 幅、長さ及び横曲がりの	採用		採用
4004	東理大	田中	JD.5	表JD.2 注e)	ed	上下文章の表記に合わせる？	協定によって、 → 協定にて、	採用		採用
4005	東理大	田中	JE	4 d)欄	ge	“鋼種名としている。”？		修正採用	“JISは引張強さを、ISO規格は降伏点又は耐力を種類の記号に使用している。”に修正します。	修正採用
4006	東理大	田中	JE	8.2 d)欄	ed	“る”を挿入	異なが、 → 異なるが、	採用		採用
4007	東理大	田中	JE	9 d)欄	ed	読点を削除？	規定が、異なって → 規定が異なって	採用		採用
4008	建築研究所	沖	付属書JE	「14」のe)列	ed	「現行」→「現状」		採用		採用
4009	東理大	田中	JE	JB e)欄	ed	上下文章の表記に合わせ、“を”を挿入	現状維持する。 → 現状を維持する。	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格 JIS G 3119
ボイラ及び圧力容器用マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
						(コメントなし)				

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS K 6744 ポリ塩化ビニル被覆金属板及び 金属帯
------	-------------------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
						(コメントなし)				

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 4401
炭素工具鋼鋼材(追補1)

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
						(コメントなし)				

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3461
	ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用	

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	3		ed	対応国際規格では、用語及び定義は規定されていないのでは？	箇条3全てに点線の下線又は側線を施す。	採用		採用
4002	JICQA	熊井	4ほか	表1	ed	「仕上方法」が「仕上げ方法」に修正されているが、JIS Z 8301の参考文献にある「送り仮名の付け方」等に係る文献等の改正を反映した修正と理解してよいでしょうか？	仕上の後に名詞が続く場合は「仕上げ」は「仕上」とする。仕上方法、熱間仕上継目鋼管など	原案のまま	JIS Z 8301の参考文献において、送り仮名の省略は要求事項ではなく、許容事項と判断します。「仕上げ」については、F01.05規格検討会(鋼管)で意見あり、送り仮名を付けることにしました。昨年度より製品規格に横展開中ですので、原案ままとさせていただきます。	原案のまま
4003	東理大	田中	5	表2 注a)	ed	“き”を削除	完全焼きなまし → 完全焼なまし	採用		採用
4004	JSA	堤	10	d)	ed	手入れた後の手入れ部の外観のことですので、現行規格の“沿っていないなければならない”がよろしいのではないのでしょうか。	「手入れ跡は、管の形状に滑らかに沿わなければならない。」→ 「手入れ跡は、管の形状に滑らかに沿っていないなければならない。」	採用		採用
4005	JSA	堤	13.2	a) 2) b) 2)	ed	箇条5 b)では、現行規格の“施す”を“行う”に変更していますので、ここでも“行う”に変更してはどうでしょうか。	「熱処理を施す管の場合、」→ 「熱処理を行う管の場合、」	採用		採用
4006	JICQA	熊井	13.4	b) 1)	te	鋼管の超音波探傷試験は、溶接部だけ行ってよいとする鉄連見解が出ているため、規格に反映する。	次の分を末尾に追加する。 「なお、電気抵抗溶接鋼管の場合は、超音波探傷試験は溶接部だけとしてもよい。」	原案のまま	製品規格への反映方法を、F01.05規格検討会(鋼管)で議論中であり、今後の課題とさせていただきます。	原案のまま
4007	JSA	堤	JC 箇条3	b)	ed	対応国際規格の箇条2は引用規格を記載しており、用語及び定義の規定は、記載されていないのでは？	b)欄:「2」→「一」 d)欄:「JISでは、用語規格を追加している。」→ 「JISでは、用語及び定義の箇条を追加し、JIS G 0201, JIS G 0202及びJIS G 0203を引用している。」	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3462 ボイラ・熱交換器用合金鋼鋼管
------	------------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	3		ed	対応国際規格では、用語及び定義は規定されていないのでは？	箇条3全てに点線の下線又は側線を施す。	採用		採用
4002	JICQA	熊井	4ほか	表1	ed	「仕上方法」が「仕上げ方法」に修正されているが、JISZ8301の参考文献にある「送り仮名の付け方」等に係る文献等の改正を反映した修正と理解してよいでしょうか？	仕上の後に名詞が続く場合は「仕上げ」は「仕上」とする。仕上方法、熱間仕上継目鋼管など	原案のまま	JIS Z8301の参考文献において、送り仮名の省略は要求事項ではなく、許容事項と判断します。「仕上げ」については、F01.05規格検討会(鋼管)で意見あり、送り仮名を付けることにしました。昨年度より製品規格に横展開中ですので、原案ままとさせていただきます。	原案のまま
4003	東理大	田中	5	表2 注b)	ed	送り仮名の修正？	焼戻温度 → 焼戻し温度	原案のまま	G0201 G0202用語規格と同様に、送り仮名「し」を削除し、原案のままとさせていただきます。	原案のまま
4004	東理大	田中	9.2	表7 備考	ed	送り仮名の修正？	手入部 → 手入れ部	採用		採用
4005	JSA	堤	10	d)	ed	手入れた後の手入れ部の外観のことですので、現行規格の“沿っていないなければならない”がよろしいのではないのでしょうか。	「手入れ跡は、管の形状に滑らかに沿わなければならない。」→「手入れ跡は、管の形状に滑らかに沿っていないなければならない。」	採用		採用
4006	JSA	堤	13.2	a) 2) b) 2)	ed	箇条5 b)では、現行規格の“施す”を“行う”に変更していますので、ここでも“行う”に変更してはどうでしょうか。	「熱処理を施す管の場合、」→「熱処理を行う管の場合、」	採用		採用
4007	JICQA	熊井	13.4	b) 1)	te	鋼管の超音波探傷試験は、溶接部だけ行ってよいとする鉄連見解が出ているため、規格に反映する。	次の分を末尾に追加する。「なお、電気抵抗溶接鋼管の場合は、超音波探傷試験は溶接部だけとしてもよい。」	原案のまま	製品規格への反映方法を、F01.05規格検討会(鋼管)で議論中であり、今後の課題とさせていただきます。	原案のまま

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3462 ボイラ・熱交換器用合金鋼鋼管
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用	

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4008	JSA	堤	JC 箇条3	b)	ed	対応国際規格の箇条2は引用規格を記載しており、用語及び定義の規定は、記載されていないのでは？	b)欄:「2」→「-」 d)欄:「JISでは、用語規格を追加している。」→ 「JISでは、用語及び定義の箇条を追加し、JIS G 0201, JIS G 0202及びJIS G 0203を引用している。」	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
三者委員

JIS G 3463
ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼
鋼管

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	3		ed	対応国際規格では、用語及び定義は規定されていないのでは？	箇条3全てに点線の下線又は側線を施す。	採用		採用
4002	JICQA	熊井	4ほか	表1	ed	「仕上方法」が「仕上げ方法」に修正されているが、JISZ8301の参考文献にある「送り仮名の付け方」等に係る文献等の改正を反映した修正と理解してよいでしょうか？	仕上の後に名詞が続く場合は「仕上げ」は「仕上」とする。仕上方法、熱間仕上継目鋼管など	原案のまま	JIS Z8301の参考文献において、送り仮名の省略は要求事項ではなく、許容事項と判断します。「仕上げ」については、F01.05規格検討会(鋼管)で意見あり、送り仮名を付けることにしました。昨年度より製品規格に横展開中ですので、原案ままとさせていただきます。	原案のまま
4007 (追加)	JFE-S	中澤	5	b)		修文する。	“表面スケール” →“表面のスケール”			採用
4003	東理大	田中	10.2	表16 備考	ed	送り仮名の修正？	手入部 → 手入れ部	採用		採用
4004	JSA	堤	11	d)	ed	手入れた後の手入れ部の外観のことですので、現行規格の“沿っていないなければならない”がよろしいのではないのでしょうか。	「手入れ跡は、管の形状に滑らかに沿わなければならない。」→「手入れ跡は、管の形状に滑らかに沿っていないなければならない。」	採用		採用
4005	JICQA	熊井	14.5 b) 1)		te	鋼管の超音波探傷試験は、溶接部だけ行ってよいとする鉄連見解が出ているため、規格に反映する。	次の分を末尾に追加する。「なお、溶接鋼管の場合は、超音波探傷試験は溶接部だけとしてもよい。」	原案のまま	製品規格への反映方法を、F01.05規格検討会(鋼管)で議論中であり、今後の課題とさせていただきます。	原案のまま
4006	JSA	堤	JC 箇条3	b)	ed	対応国際規格の箇条2は引用規格を記載しており、用語及び定義の規定は、記載されていないのでは？	b)欄:「2」→「ー」 d)欄:「JISでは、用語規格を追加している。」→「JISでは、用語及び定義の箇条を追加し、JIS G 0201, JIS G 0202及びJIS G 0203を引用している。」	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3464 低温熱交換器用鋼管
------	-------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	3		ed	対応国際規格では、用語及び定義は規定されていないのでは？	箇条3全てに点線の下線又は側線を施す。	採用		採用
4002	JICQA	熊井	4ほか	表1	ed	「仕上方法」が「仕上げ方法」に修正されているが、JISZ8301の参考文献にある「送り仮名の付け方」等に係る文献等の改正を反映した修正と理解してよいでしょうか？	仕上の後に名詞が続く場合は「仕上げ」は「仕上」とする。仕上方法、熱間仕上継目鋼管など	原案のまま	JIS Z8301の参考文献において、送り仮名の省略は要求事項ではなく、許容事項と判断します。「仕上げ」については、F01.05規格検討会(鋼管)で意見あり、送り仮名を付けることにしました。昨年度より製品規格に横展開中ですので、原案ままとさせていただきます。	原案のまま
4003	東理大	田中	9.1		ed	読点を挿入	協定によって表7に → 協定によって、表7に	採用		採用
4004	JSA	堤	10	d)	ed	手入れした後の手入れ部の外観のことですので、現行規格の“沿っていなければならない”がよろしいのではないのでしょうか。	「手入れ跡は、管の形状に滑らかに沿わなければならない。」→ 「手入れ跡は、管の形状に滑らかに沿っていなければならない。」	採用		採用
4005	JICQA	熊井	13.4 b) 1)		te	鋼管の超音波探傷試験は、溶接部だけ行ってよいとする鉄連見解が出ているため、規格に反映する。	次の分を末尾に追加する。 「なお、電気抵抗溶接鋼管の場合は、超音波探傷試験は溶接部だけとしてもよい。」	原案のまま	製品規格への反映方法を、F01.05規格検討会(鋼管)で議論中であり、今後の課題とさせていただきます。	原案のまま
4006	東理大	田中	14.2	a)	ed	句点を挿入	を除く)で → を除く。)で	採用		採用
4007	JSA	堤	JC 箇条3	b)	ed	対応国際規格の箇条2は引用規格を記載しており、用語及び定義の規定は、記載されていないのでは？	b)欄:「2」→「一」 d)欄:「JISでは、用語規格を追加している。」→ 「JISでは、用語及び定義の箇条を追加し、JIS G 0201, JIS G 0202及びJIS G 0203を引用している。」	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0558 鋼の脱炭層深さ測定方法(追補1)
------	--------------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
						(コメントなし)				

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

Ⅱ

規格検討会

三者委員会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 1212-1 鉄及び鋼—けい素定量方法— 第1部:二酸化けい素重量法
------	--

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	9.3	a) 2)	ed	漢字に変更	わずかに → 僅かに	採用		採用
4002	東理大	田中	9.3	a) 5.1)	te	炭酸ナトリウム量は、何の“約6 倍量”なのですか？		回答	“灰化後の残さ量の約6倍”としま す。	主査案とおりに修正
4003	東理大	田中	9.3	a) 5.3)	ed	読点を挿入	次に過塩素酸 → 次に、過塩素酸	採用		採用
4004	東理大	田中	9.3	b) 4.2)	ed	読点を挿入	次に硫酸 → 次に、硫酸	採用		採用
4005	東理大	田中	9.4	a) 1)	te	低温で“灰化”→“炭化”？		採用		採用
4006	東理大	田中	11		ed	“[質量分率(%)]”を挿入？	けい素含有率を、 → けい素含 有率[質量分率(%)]を、	原案のまま	具体的な数値の記載がなく、[質 量分率(%)]であることは“ここ で、”の欄に明記されているた め。	原案のまま
4007	鉄連		12	表3 注記	ed	“この許容差は、”	“この表の許容差計算式は、”	採用	G 1212-1~G 1212-3で記載を統 一します。	採用
4008	東理大	田中	A.1		ge	“この方法は”？		回答	簡条1(適用範囲)と同じ記載様 式です。意図は、“この附属書の 方法は”です。	—
4009	東理大	田中	A.1		ge	数値表記の修正？	0.1 %以上5 %以下の → 0.10 %以上5.0 %以下の	採用		採用
4010	東理大	田中	A.2	表A.1	ed	欄外右上の“単位 g”を削除し、 “はかりとり量”の欄に“g”を挿入 (表2参照)		採用		採用
4011	東理大	田中	A.3.1	e)	ed	漢字に変更	わずかに → 僅かに	採用		採用
4012	東理大	田中	A.3.1	f)	te	赤色は“ニクロム酸”では？	クロム酸 → ニクロム酸	採用		採用
4013	東理大	田中	A.3.1	f)	ed	送り仮名の修正	現われる → 現れる	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

Ⅱ(Ⅱ)

規格検討会

三者委員会

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 1212-1 鉄及び鋼—けい素定量方法— 第1部: 二酸化けい素重量法
------	---

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4014	東理大	田中	A.3.1	g)	ed	漢字に変更	わずかに → 僅かに	採用		採用
4015	東理大	田中	A.3.3	b)	ed	漢字に変更	わずかに → 僅かに	採用		採用
4016	東理大	田中	A.3.4	c)とd)	te	右欄のように文章構成を修正してはいかがでしょうか。	c) …マッフル炉で強熱する。 d) …質量をはかる。恒量となるまでこの操作を繰り返す[この質量を…とする。]	採用		採用
4017	東理大	田中	A.3.4	f)	ed	“十分に”を削除?	10分間十分に強熱した後, → 10分間強熱した後,	採用		採用
4018	鉄連		A.4	表A.3 注記	ed	“この許容差は,”	“この表の許容差計算式は,”	採用	G 1212-1~G 1212-3で記載を統一します。	採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

審査(Ⅱ)	規格検討会	三者委員会
-------	-------	-------

対象規格	JIS G 1212-2 鉄及び鋼—けい素定量方法— 第2部: 硫酸アンモニウム鉄(Ⅱ) 還元モリブドけい酸青吸光度 法
------	--

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	英文名称		ed	スペルミス	spectrophotometric → spectrophotometric	採用		採用
4002	東理大	田中	5		ed	“溶液”を削除[JIS G 1201 A.3 b)による]	しゅう酸溶液を → しゅう酸を	採用		採用
4003	東理大	田中	9.3		ge	“空試験液”の説明がない。	箇条10に加筆する(下行参照)。	採用		採用
4004	東理大	田中	10		ge	箇条10の文末に、右欄の文章を 加筆する？	なお、ここで得る溶液を空試験 液とする。	修正採用	“なお、9.2で得た溶液を空試験 液とする。”	修正採用
4005	東理大	田中	12		ed	“[質量分率(%)”を挿入？	けい素含有率を, → けい素含 有率[質量分率(%)”を,	原案のまま	G 1212-1 No.4006と同じ。 具体的な数値の記載がなく、[質 量分率(%)”であることは“ここ で、”の欄に明記されているた め。	原案のまま
4006	東理大	田中	12	Bの説明	ed	句点を挿入	で求める → で求める。	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

審査(Ⅱ) 規格検討会 三者委員会

対象規格 JIS G 1212-3
鉄及び鋼—けい素定量方法—
第3部:アスコルビン酸還元モリ
ブドけい酸青吸光度法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	1	注記2	ed	小数点の修正(, → .) (4か所)	0,05 % and 1,0 % → 0.05 % and 1.0 % 0,01 % and 0,05 % → 0.01 % and 0.05 %	原案のまま	対応国際規格(ISO規格)の名称を, そのまま記載しています。	原案のまま
4002	東理大	田中	5		ed	“溶液”を削除[JIS G 1201 A.3 b)による]	しゅう酸溶液を → しゅう酸を	採用		採用
4003	東理大	田中	6.5		te	混合比で表した方が分かりやすいのでは?	過酸化水素(60 g/L) → 過酸化水素(2+35)	採用		採用
4004	東理大	田中	6.9		ed	句点を挿入	水洗いをしない。 → 水洗いをしない。)	採用		採用
4005	東理大	田中	6.12	a)	ed	字句の修正 なお、第2部では、99.95 %以上 を使用していますが、よいですか?	二酸化けい素[含有率(質量分率)99.9 %以上] → 二酸化けい素[含有率(質量分率)99.95 %以上]	原案のまま	ISO規格の規定通りとしています。	原案のまま
4006	東理大	田中	7.2		ed	“[質量分率(%)]”を挿入? (2か所)	けい素定量範囲が → けい素定量範囲(質量分率)が	採用		採用
4007	東理大	田中	9.1	b) 2)	te	試料の分解には混酸Aの方が適しているように思いますが、混酸Bの使用を規定する理由はなぜでしょうか?		回答	ISO規格の規定通りとしています。 混酸Aによる分解は、ISO 4829-2:1988、混酸Bによる分解は、ISO 4829-1:1986の規定ですが、それぞれ提案国が異なっていることも一因と考えます。	—
4008	東理大	田中	9.3	b)	ed	他所の表記に合わせ、字句を修正	冷却した後、1 000 mLの全量フラスコに移し入れ、 → 冷却した後、溶液を1 000 mLの全量フラスコに水を用いて移し入れ、	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

審査(Ⅱ)

規格検討会

三者委員会

対象規格	JIS G 1212-3 鉄及び鋼—けい素定量方法— 第3部:アスコルビン酸還元モリ ブドけい酸青吸光度法
------	--

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4009	東理大	田中	10		ed	“以降,”は不要では?	以降, 9.1 b)以降の手順に → 9.1 b)以降の手順に	採用		採用
4010	東理大	田中	11	a)	ed	“以降,”は不要では?	以降, 9.1 b), c)及び9.2以降の手 順に → 9.1 b), c)及び9.2以降の手 順に	採用		採用
4011	東理大	田中	13	表3	ge	表3に、「室内再現許容差」があり ませんが、よいですか。		回答	この規格の許容差は, ISO規格 の規定を引用しています(国内で 改めて共同実験をしておりませ ん。)ので, 室内再現許容差があ りません。	—
4012	鉄連		13	表3	te	“nの値は, 室内再現許容差の場 合は同一分析室内における分析 回数,”	“nの値は, 併行許容差の場合は 併行分析の回数,”	採用		採用
4013	鉄連		13	表3 注記1	ed	“許容差は,”	“この表の許容差計算式は,”	採用	G 1212-1~G 1212-3で記載を統 一します。	採用
4014	東理大	田中	JA	12 d)欄	ed	字句の修正	規定しているが, JISは相当する → 規定している。JISは, 相当 する	採用		採用

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 1212
鉄及び鋼-けい素定量方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
						(コメントなし)				